

高生第579－1号  
令和5年3月17日

県内関係介護保険事業所・施設管理者 様  
(介護支援専門員を配置している事業所・施設)

鹿児島県くらし保健福祉部  
高齢者生き生き推進課長

令和4年度介護支援専門員実務研修修了により資格を取得した介護支援専門員の  
業務従事開始に伴うOJTの実施について（通知）

本県の介護福祉行政の推進につきましては、日頃から、御協力・御理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県の令和4年度介護支援専門員実務研修における実習につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、令和2年8月13日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第14報)」(介護保険最新情報Vol.868)に基づき、免除としたところです。

そのため、当該研修修了により資格を取得した者が、介護支援専門員として就業を開始する場合は、有資格者の同行による居宅訪問など、3日間以上のOJTを実施していただくようお願いいたします。

なお、OJTにつきましては、下記の資料も参考ください。

## 記

### 【参考資料】

- 令和2年8月13日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第14報)」(介護保険最新情報Vol.868)
- 「居宅介護支援事業所におけるケアマネジメント機能の向上に資するOJTの手引き」  
<https://www.jcma.or.jp/wp-content/uploads/200409roken19ojttebiki.pdf>  
(厚生労働省令和元年度老人保健健康増進事業「居宅介護支援事業所における事業所内での人材育成に資する取組のあり方に関する調査研究事業」)

### 【問い合わせ先】

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課  
地域包括ケア推進係 担当：相星  
TEL099-286-2698 FAX 099-286-5554  
E-mail h-care@pref.kagoshima.lg.jp